

# ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税されます。

## 【納める人】

ゴルフ場を利用した人(ゴルフ場の経営者を通じて納めます。)

## 【納める額】

ゴルフ場の利用者は、次の表に応じた額を納めます。

税率は、ゴルフ場のホール数や利用料金などを基準として県が定めたゴルフ場ごとの等級で決められています。

等級	税率
1級	1人1日につき 1,150円
2級	1人1日につき 1,050円
3級	1人1日につき 1,000円
4級	1人1日につき 900円
5級	1人1日につき 850円
6級	1人1日につき 800円
7級	1人1日につき 700円
8級	1人1日につき 650円
9級	1人1日につき 550円

## 【非課税】

次の方がゴルフ場を利用する場合には、非課税となります。

ただし、利用者の運転免許証、障がい者手帳、学生証(学校長の証明書)等を提出・提示する等の手続が必要です。

- (1) 年齢18歳未満の方
- (2) 年齢70歳以上の方
- (3) 障がい者の方
- (4) 国民スポーツ大会のゴルフ競技又はその公式練習に参加する選手  
(国民スポーツ大会及びその予選会又はそれらの公式練習としてゴルフを行う場合に限りです。)
- (5) 学生又は学生等を引率する教員  
(保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限りです。)
- (6) 国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習に参加する選手  
(国際競技大会又はその公式練習としてゴルフを行う場合に限りです。)

## 【軽減税率】

年齢65歳以上70歳未満の方については、利用料金が通常の利用料金と比較して20%以上軽減されているゴルフ場でプレーする場合に限り、税額が2分の1となります。

そのほか、早朝や薄暮における利用で、その利用料金が50%以上軽減されている場合にも、税額が2分の1となります。

## 【申告と納税】

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納入します。

## 【市町への交付】

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場の所在する県内の市町に交付されます。

**ゴルフをする際は、県内のゴルフ場を利用しましょう！**